

i 非課税世帯冬季生活支援事業の提出期限について

赤平市住民税非課税世帯冬季生活支援事業の確認書提出期限が、3月15日(金)となっています。手続きが済んでいない世帯は、お忘れのないよう、書類の提出をお願いします。

確認書は提出済みで、郵便局の不在票の保管期限が過ぎ、まごころ商品券を受け取っていない世帯は、市役所の地域福祉係窓口で3月15日(金)までに、お受け取りください。

【窓口交付の際に必要なもの】

①印鑑

②本人確認書類

→写真付きのもの(運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど)は1点

→写真がついてないもの(保険証・年金手帳・通帳など)は2点

※期限を過ぎてからの確認書の提出、窓口での商品券交付はできません。

問合せ 地域福祉係 ☎32-2216

i 教育委員が任命されました

市議会の同意を受け、令和6年2月1日付で教育委員に三浦悠輔氏が任命(新任)されました。

任期は令和10年1月31日までです。



教育委員
三浦 悠輔 氏

i 民生委員・児童委員から新入学児童へのお祝い

赤平市民生委員・児童委員協議会では、4月から小学校の新1年生となる児童に、ささやかな入学お祝い品をお配りしています。

対象となる児童のお宅へ民生委員・児童委員が直接伺います。

配布期間 3月中旬～下旬

※申し込みの必要はありません

問合せ 地域福祉係 ☎32-2216

i 人材育成・定住促進奨学金

高校・高等専門学校・専門学校・短期大学・大学・大学院に在学する方を対象とした、赤平市の奨学金制度です。

卒業後、奨学金返還中の年度における市内での居住・就労状況により、全額または半額が免除される場合があります。

貸付金額(月額)

◆高校・高専(1年～3年)

…月額2万円以内

◆高専(4年～5年)、修学年限が2年以上の専修学校・短期大学・大学または大学院

…月額4万円以内

※修学年限が1年の専修学校は対象外です。

受付期限 4月分からの貸与は4月23日(火)まで

上記の期限を過ぎた場合は、申請を受け付けた月分からの貸与となります。

※申し込み用紙は学校教育課総務係にあります。

申込み・問合せ

学校教育課総務係 ☎32-1822

i 第1回定例会を傍聴しませんか

日 程

- 3月4日(月)開会(市政執行方針演説・議案の上程など)
- 3月5日(火)休会(常任委員会)
- 3月6日(水)～8日(金)休会(議案調査日)
- 3月11日(月)～12日(火)(一般質問)
- 3月13日(水)～15日(金)・18日(月)(予算審査特別委員会)
- 3月19日(火)(委員長報告、質疑、討論、採決、閉会)

場 所

議事堂傍聴席(市役所3階)

※日程が変更になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

問合せ 議会事務局 ☎32-1858

i 福祉タクシー券の交付

対象者

市内に居住する在宅者で、下肢・体幹・運動(移動)機能障がい・視覚障がい・心臓機能障がい・呼吸器機能障がい・じん臓機能障がい・肝臓機能障がいにおいて「身体障害者手帳」の交付を受け、その障がいの程度がそれぞれ1級、2級に該当する方。ただし、自動車税および軽自動車税の減免を受けている方を除きます。

※該当者にはお知らせの通知が送付されます。

交付枚数

1人年間24枚(1枚600円)

有効期限

4月1日(月)～翌3月31日(月)

持参するもの

印鑑、身体障害者手帳、お知らせの通知

交付日時・場所 3月29日(金)

9時～11時 東公民館

13時～17時 市役所社会福祉課窓口

※4月1日(月)以降は市役所社会福祉課窓口で交付します。

問合せ 地域福祉係 ☎32-2216

i 高齢者世帯等除雪費助成領収書の提出を忘れずに

高齢者世帯等除雪費助成事業の登録申請をされた方へ、申請結果の通知を送付しています。登録が完了した世帯には、通知と提出が必要な書類を同封して送付していますので、支払った除雪費の領収書(原本)と併せて社会福祉協議会へ提出してください。

提出期限 3月29日(金)

※提出期限を過ぎると無効となります。

※振込先に記載された、通帳の情報が間違っていると振り込みができません。提出前に一度ご確認ください。

問合せ・提出先

赤平市社会福祉協議会

☎32-1015

☎32-1025

i マイナンバーカード 申請サポート

マイナンバーカード(個人番号カード)の申請を希望する方を対象に、戸籍年金係窓口にて申請書の書き方や写真撮影などをサポートします。

日時 火曜日～金曜日(平日)
8時30分～17時

※3月4日・11日・18日・25日は
写真撮影は行ないません。

必要なもの

【本人確認書類として】

- ▶写真付きのもの(免許証・パスポート・療育手帳など)は1点
- ▶写真が付いていないもの(保険証・年金手帳・年金証書・通帳など)は2点

※窓口の混雑状況によりお待ちいただく場合があります。

問合せ 戸籍年金係 ☎32-1823

i アライグマにご注意を

アライグマによる畑や家庭菜園の被害を防止するには、畑の全面を網で囲う、専用の電気柵を設置する、野外に生ごみなどを放置しないなどの対策が必要です。アライグマは気性が荒く、威嚇されたり、かみつかれたりするので、近づかないように注意してください。箱わななどの捕獲は、免許が必要です。

- 免許は、講習を受講すると取得でき、免許取得後に箱わなの設置が可能となります
 - 箱わなの設置や免許については、林業係にご相談ください
- ※貸し出し用の箱わなは数に限りがります。

問合せ 林業係 ☎32-1842



i マイナンバーカード夜間 受取可能日のお知らせ

マイナンバーカードを申請された方で交付にあたって日中都合がつかない方は、希望する日の19時30分まで、戸籍年金係で受け取りができます。事前予約が必要ですので、必ず希望日の前日までにご連絡ください。

問合せ 戸籍年金係 ☎32-1823

i 戸籍法の一部改正に ついて

▶戸籍など書類広域交付の開始

戸籍証明書などの広域交付が3月1日から始まっています。

従来、本籍地がある方についてのみ交付を行っていた戸籍謄本などに加えて他の市区町村の戸籍証明書の請求も可能となりました。

【広域交付で請求できる方】

本人、配偶者、直系尊属(父母、祖父母など)、直系卑属(子、孫など)の戸籍証明書などを請求できます。
※父母の戸籍から除籍した兄弟や、配偶者の婚姻前の戸籍証明などは請求できません。

【戸籍を請求できる方について】

戸籍証明書などを請求できる方(上記参照)が市区町村の戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要があります。

※郵送や代理人による請求はできません。

【本人確認について】

窓口にお越しになった方の本人確認のため、以下の顔写真付き身分証明書の提示が必要です。

- 運転免許証
- マイナンバーカード
- パスポート

▶届出の際の戸籍謄本の添付が 不要になります

3月1日より自分の本籍地でない市区町村の窓口でも戸籍の届出(婚姻届、離婚届、転籍届など)に伴う戸籍謄本の添付が原則不要となりました。

問合せ 戸籍年金係 ☎32-1823

i 救急医療情報キット配布

赤平市では65歳以上の方、または65歳未満でも健康に不安がある方を対象に救急医療情報キットを無料配布しています。

救急医療情報キットとは、あらかじめ救急時に必要な情報を記入し冷蔵庫に貼り付けておくことで、救急時に本人が病状などを説明することができない場合でも救急隊員がキットに入っている情報を確認して、迅速な救急活動に役立てることができるものです。貼り付け用のマグネットやケースは1世帯につき1セット、救急時に必要な情報を記入するための「安心情報カード」は、1人につき1枚配布できます。ご希望の方はお気軽にお申し出ください。

既に救急医療情報キットをお持ちの皆様へ

「安心情報カード」の情報が古くなってはいませんか?内容を確認し、変更がある場合は訂正をお願いします。新しい用紙に交換したい方は、お申し出ください。

配布窓口・問合せ

地域福祉係 ☎32-2216
☎32-5033

i 河川愛護モニターの募集

応募資格 満20歳以上の健康な方で空知川に接する機会が多く河川愛護に関心のある方

業務内容 空知川に関する情報などを月1回程度報告

任期 5月1日(水)～10月31日(木)

区間 豊橋下流0.25km～
虹かけ橋上流1.8km

報酬 月額4,000円

問合せ

北海道開発局札幌開発建設部
公物管理企画課企画スタッフ
☎011-611-0328

※応募方法などの
詳細はホームページ
をご覧ください。

